

5
1
7
0
1
2
5
2
3
3
4
5
5
6
7

第 1 部

総

説

第1章 本県における環境の概要

生活環境項目

1 大気環境

大気汚染原因物質のうち、現在、二酸化いおう 一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、及びテトラクロロエチレンの8物質について環境基準が定められているが、県が実施している大気環境汚染物質常時監視測定結果では、経年的にみて、ほぼ環境基準を達成しており 本県の大気は清浄であるといえる。

一方、自動車排出ガスについては、毎年状況調査を行っているが、現時点では問題になるほどの汚染濃度には至っていない。

2 水環境

公共用水域の水質の現状は下記のとおりである。

[健康項目 カド ウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン]

県下の千代川等38河川、湖山池等4湖沼、美保湾及び日本海沿岸の2海域の水質調査結果では、すべて環境基準に適合している。

[生活環境項目 BOD（生物化学的酸素要求量） COD（化学的酸素要求量）等]

一級河川・千代川、天神川、日野川の環境基準地点については、下流部は環境基準類型AA～A、上流部は環境基準類型AA～Aに相当し、日野川上流部を除き、環境基準に適合している。

二級河川・BODについてみると、1河川に一部類型Dに相当する地点があるものの、他の地点はすべて類型AA～Aに相当しており、おおむね清浄な水質である。

都市河川・BODについてみると、旧袋川（河川類型A～B相当）、玉川（河川類型AA～C相当）及び加茂川（河川類型A相当）であり、玉川の一部は依然として汚濁している。

湖沼・CODについてみると、環境基準地点については中海（湖沼類型A～C相当）、湖山池（湖沼類型C相当） 東郷池（湖沼類型C相当）と、いずれも湖沼類型Aの環境基準に適合していない。

又、多鯰ヶ池は湖沼類型A～Bに相当している。

海域・CODについてみると、環境基準地点については美保湾（海域類型A相当）及び日本海沿岸海域（海域類型A相当）ともほぼ清浄な水質を維持している。

（環境基準適合状況、環境基準類型については、34ページ表28、36ページ表29、232ページ

ジ資料23参照)

3 騒音・振動 悪臭

騒音

騒音については、金属、機械、木材加工工場等から発生する騒音、土木建設工事に伴う騒音及びクーラー等の家庭生活騒音が主要な発生源となっており、公害苦情も多い。

なお、騒音規制については、県下4市2町1村について規制地域の指定を行っている。

振動

振動については、土木・建設工事に伴う振動及び大型車走行に伴う道路交通振動が主要な発生源であるが、県下4市1町について規制地域の指定を行っている。

悪臭

悪臭については、畜産業、魚腸骨処理場、パルプ製造業、塗装工場、し尿処理施設等が主要な発生源となっており、公害苦情も多い。

悪臭規制については、県下4市26町4村について規制地域の指定を行っている。

4 地盤沈下

県内の地盤沈下は鳥取市の市街地にみられる。

平成9年度の測量によると、沈下量の最大は鳥取市江津（鳥取県立中央病院）で1.61cm/年で、市の南部に行くにしたがい減少している。

5 そのほかの環境汚染物質

(1) 休廃止鉱山の重金属

農用地の汚染原因となる物質として、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、カドウム、銅、砒素の3物質が定められている。

県内では、このうち銅により汚染された農用地として、岩美鉱山下流の小田川流域53.4haを農用地土壤汚染対策地域として、昭和61年2月指定し、昭和62年度から公害防除特別土地改良事業に着手し、土地改良対象面積114.9ha中、平成8年度までに100.7haが終了した。

(2) 水銀等重金属類の汚染状況

ア 土壤、農作物調査

岩美郡岩美町小田川流域の水田に対し、玄米中のカドウム含有量（4地点）の調査を行った。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に定める農用地土壤汚染対策地域の指定要件（玄米中のカドウム含有量1mg/kg）を上回るものはなかった。

イ 魚介類調査

内海内湾又は遠洋沖合の魚介類について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(0.4mg/kg)を下回っている。

(3) PCBの汚染調査

内海内湾又は遠洋沖合の魚介類について調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（内海内湾－3 ppm、遠洋沖合－0.5ppm）を下回っている。

自然環境項目

本県の自然はまだ豊かで優れた部分を多くのこしている。本県では、地勢や立地条件の制約などにより、従来、主たる経済基盤を農業においてきたため、幸いに自然環境の破壊はさして被らず今日に至っている。したがって、山林地域はいうに及ばず、市街地周辺においても緑が広がり、優れた社叢や森林が多数残存している。このことは、市街地、農耕地等の県土に占める比率26.2%に対し、森林、原野の占有率は73.8%に及ぶことをみてもよく分かる。

また、海域においても 約128キロメートルの海岸線のうち、人為の加わらない自然海岸は、49.9%に及び、水質面を見ても、海域環境基準A類型を達成しているなど、優れた自然環境が保たれている。

第2章 地球環境問題の概要

1 「地球環境問題」とは、一般に、次の条件のいずれか、又はその両方を満たす環境問題とされている。

- ① 被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題。
- ② 先進国も含めた国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題。

2 現在、このような観点から地球環境問題とされて、国連組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第二次評価報告書によるものは、次のとおり。

(1) 地球温暖化

人の活動による二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の増加等によって、地球の温暖化が起こることが予測されている。予測シナリオによれば、現在の温室効果ガスの排出増加傾向が続けば、2100年に気温は2℃前後上昇し、海面は50cm前後上昇すると予測されており、生態系、食糧生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼす恐れがある。

(2) オゾン層の破壊

特定フロン等の大気中への放出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊され、その結果として生じる有害紫外線の増大により、皮膚ガン等の増加などの健康への影響や動植物の生育阻害等の生態系への影響が懸念されている。

(3) 酸性雨

化石燃料の燃焼等に伴い排出されるいおう酸化物、窒素酸化物等により、ヨーロッパ、北米等で、酸性の強い降雨が観測され、森林、湖沼等へ被害が生じている。東アジア地域においても、いおう酸化物等の排出量が増加しており酸性雨による影響が懸念されている。

(4) 海洋汚染

世界の海洋全般に及ぶ油、浮遊性廃棄物、有害化学物質等による汚染の進行により、水質の悪化、海洋生態系への影響が懸念されている。

(5) 有害廃棄物の越境移動

先進国から開発途上国への有害廃棄物の不適正な輸出及びそれに伴う環境問題が発生している。

(6) 森林（特に熱帯雨林）の減少

非伝統的な焼畑、薪炭材の過剰採取、過放牧、商業伐採等により、例えば国連食糧農業機関（FAO）のレポートでは、1981年から1990年の10年間に熱帯雨林は毎年1,540万ha（日本の約4割の面積）が減少していると推測している。森林の減少に伴い、土壌流出や野生生物の生息地減少等が生ずるほか、気候変化等の影響も懸念されている。

(7) 野生生物種（生物多様性）の減少

生育地の破壊等による野生生物種の絶滅など、生物多様性への影響が懸念されている。

(8) 砂漠化

過放牧や薪の過剰採取により、世界各地で砂漠化が進行している。1991年の調査によれば、全世界で36億ha（地球の全陸地の約4分の1）が砂漠化の影響を受けているとされている。食糧生産への影響や薪炭材の不足により周辺住民の生活が脅かされるほか、気候への影響も懸念されている。

(9) 開発途上国の公害問題

開発途上国では、砂漠化の進行、森林の減少等自然資源の不適切な管理に起因する環境問題のほか、工業化、都市化の進展等に伴い、公害問題や生活環境の悪化の問題にも直面しており 国際協力による解決が要請されている。